

日本学生支援機構 給付奨学生 採用候補者の校内選考基準

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、以下の校内選考基準に基づいて、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（１）人物について

進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望があること。

（２）健康について

以下のいずれかに該当すること。

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ② 心身に障がいや疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

（３）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること。（①が第 1 基準、②が第 2 基準。社会的養護を必要とする生徒は③に該当すること）

- ① 調査書における学校成績概評が「A」（評定平均値 4.3 以上）に該当し、欠席日数が少ない。
- ② 調査書における学校成績概評が「B」（評定平均値 3.5 以上 4.2 以下）に該当し、欠席日数が少なく、かつ、ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められる。
 - ア：課外活動（部活動を含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。
 - イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる。
 - ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。
- ③ 進学先での学修に対する意欲が認められる。

（４）家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒の場合は③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）。
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）。
- ③ 18 歳時点で以下の施設等に入所していること、もしくは入所していたこと。
 1. 児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）
 2. 児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
 3. 児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
 4. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
 5. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
 6. 里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）

平成 30 年度進学予定者の大冠高校に対する推薦枠【(4) ①・②に該当】は 12 名です。